

## 重要な会計方針

### 1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

### 2. 減価償却の会計処理方法

#### (1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	5～50年
船舶	4～14年
車両運搬具	5～6年
工具器具備品	5～17年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額については、損益外減価償却相当額として資本剰余金から控除して表示しております。

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

職員の退職給付については財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合要支給額から前期末の自己都合要支給額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算しております。

### 4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法によっております。

### 5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

#### (1)国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

各地区の港湾管理条例や財産使用料条例等を参考に計算しております。

#### (2)政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成19年3月末利回り等を参考に1.650%で計算しております。

### 6. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 7. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

### (会計方針の変更)

#### 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度により、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準(「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」(独立行政法人会計基準研究会 財政制度審議会 財政制度分科会 法政・公会計部会 公企業会計小委員会 平成17年6月29日))を適用しております。

これにより、資本剰余金は376,421,000円減少しておりますが、損益に与える影響はありません。